

堺キッズソフトボールリーグ 規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は「堺キッズソフトボールリーグ」と称する。
- 第2条 略称として「堺キッズリーグ」とする。
- 第3条 本会の事務局は会長宅に置く。

第2章 目的

- 第4条 1. 青少年健全育成と堺市の子どもたちの親睦と交流を図る。
2. 堺キッズリーグ参加者選手、指導者の親睦・交流を深める。
3. ソフトボールを通じての青少年の健全育成を図る。
4. 各校区の枠を超えた選手間の交流と保護者間の交流促進を図る。

第3章 会員

- 第5条 リーグ会員チームはリーグの趣旨に賛同する各チームによって構成される。
- 第6条 リーグ会員は各大会に於ける児童の育成の為に進んで協力をする。

第4章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
会長 1名 事務局長 1名 副事務局長 2名
事務局員 若干名
- 第8条 会長は本会を代表し、リーグを統括する。
- 第9条 事務局長は会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
- 第10条 会長は「春季・夏季大会・秋季リーグ戦」の成績管理並びにホームページの運営を行う。
- 第11条 事務局長は「春季・夏季大会・秋季リーグ戦（エキシビジョン）」の運営委員長を兼務し、また円滑に大会が行われる様、運営を行う。
秋季リーグ戦に於いては全試合の日程を作成、管理する。
- 第12条 事務局員は「春季・夏季大会・秋季リーグ戦（エキシビジョン）」の運営委員を兼務し、事務局長を補佐する。
- 第13条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
役員の任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。
- 第14条 役員の選出は前任者の推薦にて行い、推薦された者は任期満了までその職務を行う。

第5章 会議

第15条 監督、代表者会議は会長、事務局長、副事務局長、事務局員、各チーム監督、指導者をもって組織し、年4回行う。その他必要が生じた場合は、会長、事務局長が招集する。

第6章 運営

第16条 年間の大会は次の通りとする。

1. 春季ソフトボール大会

4月中旬から5月末の間にて開催する。参加チームが多い場合は予選と決勝に分けて大会を開催する。

2. 夏季ソフトボール大会

8月末から9月初旬の間にて開催する。参加チームが多い場合は予選と決勝に分けて大会を開催する。

※夏季大会のみ事情により中止する場合がある。

3. 秋季リーグ戦

9月初旬から1月末の期間にて参加全チームの1回戦総当たりにて行う。

1月末には「閉会式、エキシビジョンマッチ」を参加全チームにて行う。

第17条 各大会に使用するグラウンドは事務局にて対応するが、リーグ会員チームはこれを支援し、出来る限り自チームのグラウンドが使用出来る様に努める。

第18条 大会運営要綱は各大会開催1か月前に各参加チームに事務局より送付する。

第7章 保険

第19条 1. リーグ会員チームは各大会の2週間前までには必ず堺市こども会育成協議会（以下 市こ協 という）の保険申請を行う。

2. 秋季リーグ戦に於いては各試合の10日前までには必ず市こ協の保険申請を行う。

3. 各大会中の負傷、損害については如何なる理由であろうと本会は一切責任を負わないので、各リーグ会員の傷害保険への加入を推奨する。

第8章 会費

第20条 年間5000円とし、毎年7月に開催される監督、代表者会議にて事務局に納める。

※各大会の開催グラウンドによってはその都度各リーグ会員チームより若干の参加費（グラウンド使用代）を徴収する場合がある。

（各チーム 500円から1000円）

第21条 秋季リーグ戦に於いては必要な経費は原則として各チームの負担とする。但しリーグ運営上必要な諸経費については、会費をこれに充当する。

第9章 加盟、脱退

第22条 1. 加盟

1-2. 堺市の子ども会にて運営を行っているチームに限る。

1-3. 規約を遵守し、マナー良くプレイ出来るチーム。

1-4. 新たな加盟の申し出があった場合は、上記の条件に合致しており、加盟に問題がないことを本リーグ役員が了承すること及び、各会員チーム代表者の賛同が半数を超えた場合、加盟の承認とする。

2. 脱退

2-2. リーグ運営上問題有りと思われるチーム、又は規約違反のあった場合、事務局並びに各チーム監督により議論を行い脱退させる場合がある。

第10章 その他

第23条 1. 各学校のグラウンドにて試合を行う場合は学校の遊具内に立ち入る事を禁ずる。
※試合中のボールが遊具内に入った場合はそのプレイはボールデッドとし、指導者が取りに行く。

2. 各学校の遊具にて遊ぶ事を禁ずる。

3. 遊具で遊んでいる児童がいた場合は速やかにその当該チームの指導者が注意を行い指導する。

当該チームの指導者が速やかに指導を行わない場合は各大会に於いては事務局が注意、指導を行う。秋季リーグ戦に於いてはホストチームの代表者が注意、指導を行う。

第11章 附則

第24条 本規約は2012年 3月12日より実施する。

第25条 本規約の改訂は必要に応じて随時行うが、改訂は役員の了承をもって行うものとする。